

おおい町建設工事における完全週休2日等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、おおい町発注の建設工事において、受注者の働き方改革を進め担い手確保を図るため、完全週休2日及び週休2日（以下「完全週休2日等」という。）の普及・実現に向け、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日

「土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」をいう。

(2) 週休2日

「土曜日・日曜日に限定せず、毎週2日以上現場閉所を行ったと認められる状態」をいう。また、悪天候のため現場閉所している日も休日として取り扱う。

(3) 現場閉所

「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検作業等の現場管理上必要な作業等を行う場合を除く。」とする。

(4) 対象期間

工事に着手した日（週の途中から着手した当該週は除く）から工事完成日（週の途中に完成した当該週は除く）までの期間をいう。

(5) 対象外の期間

ア 工場製作のみ（現場で作業を行っていない）の期間

イ 工事全体を一時中止としている期間

ウ 監督職員があらかじめ対象外としている期間

エ 緊急的な対応（関係機関の対応および災害等）が必要な期間

オ その他、現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間

(対象工事)

第3条 おおい町発注の全ての建設工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 随意契約における工事

(2) 緊急性の高い工事（災害に伴う緊急工事等）

(3) 現場作業日数が5日以下となる工事

(4) その他、発注者が完全週休2日等に適さないと判断した工事

(実施方法)

第4条 発注者は、入札段階（入札公告等）において、「完全週休2日」又は「週休2日」

の対象工事である旨を明記する。

- 2 受注者は、契約後、現場閉所する旨を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受ける。

(完全週休2日等積算方法)

第5条 当初設計時において、単価等に設計図面に定める補正係数を乗じた積算を行う。

- 2 完全週休2日として発注された工事において、完全週休2日は未達成であるが、週休2日を達成した場合は、週休2日の補正係数に変更するものとする。また、完全週休2日及び週休2日が未達成となった場合は、前項の補正係数を乗じない単価等で減額変更する。ただし、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の3割以内の週で、週2日の現場閉所が未達成となった場合でも、完全週休2日においてはその代替日を同一週内で、また週休2日においてはその代替日を工事期間内で受注者が任意に設定し、現場閉所が実施できれば「達成」とみなし、工事費を減額変更しない。なお、完全週休2日の達成基準を判定する「同一週」の単位は、日曜日から土曜日を基本とする。
- 3 代替日について、受注者が指定する年末年始、夏季休暇期間は設定できないものとする。
- 4 週休2日として発注された工事において、完全週休2日を達成した場合であっても、完全週休2日の補正係数に変更は行わないものとする。

(発注者及び受注者の責務)

第6条 発注者（監督職員）は、完全週休2日等の実施に向け適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないよう努めなければならない。

- 2 受注者は下請け企業に対し、完全週休2日等の取組みにあたり必要な事項について協力を求める。
- 3 受注者が月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には「おおい町工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成24年おおい町訓令第5-2号）」に基づく措置等を行う。

(履行確認方法)

第7条 受注者は、実施状況を記載した月報等を監督職員に提出し、履行状況の確認を受ける。

(工事看板)

第8条 受注者は、「完全週休2日」又は「週休2日」の対象工事であることを、工事看板に明記すること。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。